口

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の講習会の開催········ 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催·······

山

山口県告示第三百二十三号

○公安委告示

報

○告示

目

次

令和 6 年

山口県告示第三百二十四号

日補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する

次の区域及び区分について

| | , | • 11- | - | |
|---|-------------|--------------------------|-------------------|----------------------|
| | | 11) | 22 | 日 |
| | | (金 | 曜日 | 3) |
| | | | | |
| 区 | 令和六年十一月二十二日 | 同法第百八条第二項の規定による同意があったと認め | 同法第百五条の二第三項の規定 | 漁業災害補償法(昭和三十九 |
| 域 | | る同意が | による居 | 年法律第 |
| 区 | Í | *あったと認めた。 | 項の規定による届出を審査した結果、 | (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百寸 |

大浦区域

用してしいらをとることを目的とする漁業以外の漁業トン数十トン以上の漁船により、主としてまき網を使総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業及び総

分

山口県知事

村

岡

嗣

政

(一八八) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

令和六年十一月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣

政

二 開発区域に含まれる地域の名称 開発許可を受けた者の住所及び氏名 玖珂郡和木町和木三丁目

岩国市山手町一丁目

一番一四号

株式会社東洋地所

医療



山口県公安委員会告示第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一 項の規定により、

令和六年十一月二十二日

者 山

所

指

定

年

月

日

令和六、一〇、

_

口県知事

村

岡

嗣

政

宏之 周南市川崎二丁目八番一三号

三吉

住

| 令令 | 令和6年11 | 月22日 金曜 | ∃ Щ | П | 県 | 報 | (定期) | 第 5 | 57 号 | |
|--|--|--|-------------------------------|------------------------------|---|--|---|--|------|---------------------------|
| 令和六年十一月二十二日発行 発 行 人 山 口 県 知 事令和六年十一月二十二日印刷 発 行 所 山 口 県 庁 | 布和七、一、二六 午後一時の 五、二二 の四、一七 の四、一七 の | / 一二、四 / 山口県岩国警察署岩国西幹部交番 / 八、七 / 山口県岩国警察署岩国西幹部交番 | 和七、四、一〇 | ↑ 一〇、三〇 〃 | クロス この 人、二八 クロード 人、二八 クロード 人、一五 クロード 人、一五 クロード 人、一五 クロード カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カ | 和七、二、一三・ | ○ 初心者講習会○ 初心者講習会○ 初心者講習会○ 初心者講習会○ 初心者講習会○ 初心者講習会○ おりまする者○ おりまする者 | 講 | ı | 三第一頁の規定こより、講習会を欠のとおり開催する。 |
| | " " -, t, -, t, -, c, -, v, | 和七、三、二三、二五、二九 | 一 講習会開催の日時及び場所 法第四条第一項第一号の規定に | 令和六年十一月二十二日一の二第一項の規定により、講習会を | | // // // // // // // // // // // // // | | // // // // // // // // // // // // // | | Ċ |

号

を次のとおり開催する。十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の

山口県公安委員会

による許可を受けようとする者

| " | " | " | 令和七、 | 開 | | |
|--------------|----------|------|------|---|--|--|
| - - | | 五、二九 | | 催 | | |
| = " | <i>"</i> | | | 0 | | |
| | | | 時 | 日 | | |
| | | | | 時 | | |
| | | | | | | |
| | Ц | 1 | | | | |
| | | | | | | |
| | 県警察本部 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | 所 | | |
| | | | | | | |